

【必要提出書類】

(別紙)

※提出書類は、「マイナンバーの記載がないもの」をお願いします。

※上記のほか、状況に応じて別途書類をお願いすることがありますので、ご了承ください。

※必要書類の入手費用等は全額被保険者負担となります。

① <全員> 必須提出書類	取得先
令和6年度「所得証明書(非課税または課税証明書)」(原本)(令和5年1月～令和5年12月分の所得分) ※無職・無収入の方は、「0」と記載されているものを取得ください。	市区町村役場

② 以下に該当する場合は、上記書類と併せて該当するすべての書類をご提出ください。

収入の種類	収入の内容	必要提出書類	取得先	備考
給与収入 (パート・アルバイト等含む)	給与・賞与等	「雇用証明願」(原本)	勤務先	給与収入の場合はすべての手当(通勤・時間外、皆勤手当等)も収入としてみます。
※一時的に年間収入130万以上となった場合		「事業主の証明」	勤務先	
令和6年1月1日以降に 退職した場合	—	「離職票ⅠおよびⅡ」(コピー)または 「退職日の入った源泉徴収票」(コピー)または 「退職証明書」(コピー)	ハローワーク、 退職時の勤務先	退職日がわかる書類が必要です。
年金収入	老齢・遺族・障害年金、 企業年金	「年金改定通知書」(コピー)または 「年金振込通知書」(コピー) ※いずれも最新のもの(令和6年6月発行) ※受給者の名前が分かるようにコピーしてください。	日本年金機構	遺族、障害年金、雇用保険失業給付金、傷病手当金等は非課税ですが、健康保険では課税対象を収入としてみるのではなく、あくまでもその収入が被扶養者の生活維持費か否かを見るため、所得税法上では非課税であっても収入として扱います。
雇用保険、 健保給付金	雇用保険失業給付金、 傷病手当金等	・「雇用保険受給資格者証」(コピー) ・期間延長している場合は、 「受給期間延長通知書」(コピー) ・傷病手当金等の「支給決定通知書」(コピー)	ハローワーク、 健康保険 保険者	
事業所得	農業、林業、漁業、 その他自営業	令和5年「確定申告書」(コピー) ・第1表、第2表、収支内訳書 ※ 税務署受付印 or 電子申請は受付印字(受付表)	税務署	総収入ー直接的必要経費＝年間収入とします。健康保険では、生産活動に要する原材料等の費用のみを必要経費とみます。
不動産所得	不動産の賃貸に対する 賃貸料、権利金等			一時金は継続性がないため収入としてはみませんが、定期的に収入を得た場合は継続性があり、生活維持費として健康保険では収入として扱います。
配当金、 利子収入等	株式の配当金、 預貯金の利子、 公社債投資信託配当金			

※親・兄弟姉妹を扶養していて、別居している場合

別居	仕送額	令和5年7月～令和6年6月の連続12か月分の通帳(コピー) または銀行振込確認書(コピー)	送金者、受取人の氏名が確認できるもの
----	-----	--	--------------------